

○重要文化財旧与那国家住宅の設置及び管理に関する条例

平成29年3月21日条例第11号

重要文化財旧与那国家住宅の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、重要文化財旧与那国家住宅の保存を図り、歴史的建造物に関する理解を深め、広く文化の向上に資するとともに、町民へ生涯学習の場を提供するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、重要文化財旧与那国家住宅の設置及び管理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 旧与那国家住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
重要文化財旧与那国家住宅	沖縄県八重山郡竹富町字竹富536番地

(保存活用計画)

第3条 前条の管理等を行うため、教育委員会は、旧与那国家住宅の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を定めるものとする。

2 保存活用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存活用の基本計画に関する事項
- (2) 保存管理に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 防災に関する事項
- (5) 活用に関する事項

3 教育委員会は、保存活用計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前項の規定は、保存活用計画を変更する場合について準用する。

(指定管理者による管理)

第4条 旧与那国家住宅の管理は地方自治法第244条の2第3項及び「竹富町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年3月24日条例第15号）」に則り、指定管理者に管理を行わせることができる。ただし、指定管理者は、竹富町竹富島重要伝統的建造物群保存地区の保存管理計画に基づいて管理・活用を行うため、同計画を熟知し、また遵守している竹富島島内に居住する者とする。

(指定管理者の行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。詳細については竹富町と協議の上で協定書を結ばなければならない。

- (1) 旧与那国家住宅の保存活用計画を指針とした管理等に関する業務
- (2) 旧与那国家住宅の入場及び使用の許可に関する業務
- (3) 入場料及び使用料の徴収に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 旧与那国家住宅の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとき、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 旧与那国家住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるとき、教育委員会の承認を得て、臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 種子取祭等、島の伝統行事に当たる日
- (2) 自然災害等（暴風警報）が発令されたとき。

(入場の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、旧与那国家への入場を拒否し、又は旧与那国家からの退去を命ずることができる。

- (1) 旧与那国家住宅の建物、備品、展示資料等を損傷、汚損又は滅失する行為をする者
- (2) 他人に危害を及ぼす、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旧与那国家住宅の管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 旧与那国家住宅に入場しようとする者（以下「入場者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設及び展示資料等を棄損、汚損又は滅失してはならない。
- (2) 施設内指定された場所以外で火気の使用及び飲食をしてはならない。
- (3) 他の入場者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- (4) その他旧与那国家住宅の管理上必要な指示に従わなければならない。

(入場料及び使用料)

第10条 指定管理者は、旧与那国家住宅に入場しようとする者から、入場料及び使用料を徴収する

ことができる。

2 入場料は別表第1、使用料は別表第2に定める額を上限とし、指定管理者は町長の承認を得て、その金額を協議書に明記する。

3 町長は、指定管理者に、入場料及び使用料を当該指定管理者の収入として収受させる。

(入場料及び使用料の減免)

第11条 指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、入場料及び使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為の許可)

第12条 旧与那国家住宅において雑誌等印刷物への掲載や映画、テレビ等での放映を目的とする撮影・録音等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、外部電源を用いるなど、大掛かりな撮影の場合、指定管理者は教育委員会と協議の上で許可をしなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 旧与那国家住宅の施設又は設備その他の物件を、故意又は過失により棄損、汚損、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(廃止)

第14条 旧与那国家住宅を廃止するときは、議会の同意を得なければならない。

(協議会の設置)

第15条 教育委員会は、保存管理活用上必要が生じた場合、協議会を設けることができる。委員は教育委員会が選任する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

区分		入場料
個別観覧	高校生以上	1回につき1人300円
	中学生以下	無料
団体観覧 (20人以上)	高校生以上	1回につき1人200円

	中学生以下	無料
--	-------	----

竹富町民の入場料及び使用料は無料とする。

別表第2（第10条関係）

区分		使用料
貸切利用	主屋等1棟につき	1日につき50,000円
		半日につき30,000円

ただし、開館時間外の利用及び使用料については、別途指定管理者と協議を行う。